

庁舎内掲示物にかかる運用の変更について

庁舎の適正な維持管理及び美化促進を図るため、平成30年9月25日より、庁舎内掲示物にかかる運用を下記のとおり変更しました。

記

1 掲示板及び掲示物について

- (1) 庁舎内（共用部）の掲示物は、総務課長が指定する掲示板にのみ掲示することができることとします。したがって、掲示板以外の壁面等への掲示は原則として禁止します。
- (2) 掲示板に掲示できる掲示物は次のとおりです。
 - ①市又は他の官公署が作成したもの（職員が作成するものについてはA4又はA3縦型としてください。）
 - ②①以外のもので、市が共催又は後援する事業のもの

2 掲示等手続について

- (1) 「庁舎内掲示板掲示許可申請書（別記様式）」に掲示物（現物）を添えて、総務課へ提出し掲示許可を受けてください。なお、掲示可能期間は原則として1箇月以内です。
- (2) 掲示許可を受けた掲示物を、主管課が掲示してください。
- (3) 掲示期間経過後、掲示物は総務課が撤去します。

3 その他

- (1) 従前の手続により現に掲示されている掲示板の掲示物は、掲示期間経過後、総務課が撤去します。
- (2) 掲示板以外に掲示された掲示物及び掲示手続がなされていない掲示物は、総務課が撤去します。
- (3) 各課占用部（執務室内、カウンター等）への掲示物の掲示については、従前通り主管課判断で掲示して頂いて構いませんが、当該箇所へ掲示する必要性（広告効果等）を十分吟味した上で掲示してください。

庁舎内掲示板 掲示許可申請書

主管課名			
掲示物名			
掲示期間 (1 箇月以内)		から まで	
サイズ及び 総掲示枚数		<input type="checkbox"/> A4 <input type="checkbox"/> A3 <input type="checkbox"/> その他 枚	
掲示板番号		設置場所 (掲示希望する箇所の右欄チェック)	
1-①		庁舎 1F 階段前	
2-①		庁舎 2F 授乳室前	
2-②		庁舎 2F 給湯室前	
2-③		庁舎 2F 相談室前	
2-④		庁舎 2F だれでもトイレ前	
3-①		庁舎 3F 301会議室前	
3-②		庁舎 3F 303会議室前	
3-③		庁舎 3F 倉庫前	
3-④		庁舎 3F 更衣室前	
3-⑤		庁舎 3F 302会議室前	
4-①		庁舎 4F 記者クラブ前	
4-②		庁舎 4F 倉庫前	
4-③		庁舎 4F 402会議室前	
5-①		庁舎 5F 501会議室前	
5-②		庁舎 5F 502会議室前	
5-③		庁舎 5F 更衣室前	
5-④		庁舎 5F 更衣室前	

総務課 使用棚	月 日 撤去	担当
------------	------------------	----